

川崎市 PTA 連絡協議会 会則等

川崎市 PTA 連絡協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、川崎市 PTA 連絡協議会と称し、事務局を、川崎市川崎区富士見 2 - 1 - 3 に置く。

(組 織)

第 2 条 本会は、本会の会則を承認する川崎市公立学校 PTA をもって組織する協議体であり、運営上つぎの 7 行政区および高等学校区に分ける。

- ① 川 崎 区 ② 幸 区 ③ 中 原 区 ④ 高 津 区
⑤ 宮 前 区 ⑥ 多 摩 区 ⑦ 麻 生 区 ⑧ 高等学校区

2 7 行政区および 1 高等学校区は、本会会則にもとづき区 PTA 協議会（以下区協議会という）を組織し、自主的にこれを運営する。

3 本会は、川崎市 PTA 連絡協議会および各区協議会に所属する各単位 PTA の会員をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本会の目的をつぎのとおりとする。

- ① 学校 PTA ならびに区 PTA の取り組みを共有し、PTA 活動の「適正化」「活性化」を促進する。
② 関連機関と協力しながら、保護者と教職員と子どもたちの「交流」を促進し、多様性を受け入れることのできる「共生」社会を目指す。
③ 川崎市の教育方針の理解に努め、行政と連携し、子どもたちの教育および教育環境をより良くする。

(方 針)

第 4 条 本会は、つぎの方針にもとづいて活動する。

- ① 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的である。
② 本会は、民主的な運営に努め、役員会ならびに理事会はそれを普及する場である。
③ 本会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、干渉を受けない。また、PTA の自主活動を尊重する。
④ 本会は、PTA 活動中における事故に関し、必要な給付事業をおこなう。
⑤ 本会は、社会教育関連団体として、第 3 条に掲げる目的に必要な研修をおこなう。
⑥ 本会は、児童・生徒の福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
⑦ 本会は、教育振興のため関係当局に意見を具申し参考資料を提出する。但し、学校の管理や教育人事には干渉しない。
⑧ 本会は、地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

(入会)

第 5 条 本会へ入会する区協議会は入会申込書および個人情報同意書を本会の会長に提出しなければならない。

第 6 条 入会期間は原則として年度の 1 年間とし、期間終了後は退会手続きを行わない限り自動的に次年度へ更新とされるものとする。

(資格の喪失)

第 7 条 区協議会は次の事由によって、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
② 協議会が解散したとき

(変更の届出)

第 8 条 区協議会はその会長の氏名、協議会の住所、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを行うものとする。

2 区協議会が、本条第 1 項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本会は其の責任を一切負わないものとする。

(退会)

第 9 条 区協議会はその退会の日から 1 ヶ月前までに別に定める退会届を本会の会長に提出して、任意に退会

することができる。

第2章 機関

(理事会)

第10条 理事会は、各区協議会、小、中、高、校長会より選出された理事をもって構成する。なお、理事の定数は、別に細則で定める。

2 理事会の任務は、つぎのとおりとする。

- ① 会員の意見を聴取し、各機関への反映をはかる。
- ② 役員会から提出された議案を審議検討する。
- ③ 総会に提出すべき重要議案を審議検討する。

3 理事会は、理事の過半数の出席を得て成立し、議決は出席理事の過半数の同意を要する。

4 理事会の議長は、開催の都度、理事の中より出席者の同意を得て選出する。

5 理事会は、必要に応じて開催する。

6 理事会は、必要に応じ委員会をもうけ、必要事項の調査研究および立案、実施にあたる。

(役員会)

第11条 役員会は、つぎの役員によって構成する。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 5名
- ③ 会計 2名

2 各役員は、理事の中より選考委員会の推せんにもとづき、総会で選出する。なお、選考委員会の構成および任務は、別に細則で定める。

3 各役員の任期は、1ケ年としその再任を妨げない。役員に欠員を生じ、補任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各役員の任務は、つぎのとおりとする。

- ① 会長は、会務を総理し、総会、理事会ならびに役員会を招集する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。
- ③ 会計は、総会が決定した予算にもとづいて会計を処理し、決算報告書を総会に提出する。

第3章 総会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高の議決機関である。

(構成)

第13条 総会は、代議員、理事および役員によって構成する。

2 総会の代議員は、各区協議会より2名および各PTAより1名を選出する。

3 総会は、代議員の過半数の出席を得て成立し、議決は出席代議員の過半数の同意を要する。

4 総会の議長は、代議員および理事の中より出席者の同意を得て選出する。

5 総会は、年1回開催を原則とする。但し、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第4章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、分担金およびその他の収入をもって支弁する。

(徴収)

第15条 各区協議会の分担金(会費)は、会員世帯数1世帯につき、及び会員教職員数1人につき年額110円とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会計監査)

第17条 会計監査は、会員の中より選考委員会の推せんにもとづき、総会で選出する。なお、任期は1ケ年とするがその再任は妨げない。

2 会計監査は、3名とする。

3 会計監査は、役員および理事を兼ねることができない。

- 4 会計監査は、当該年度の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 会計監査は、理事会および役員会に出席し、経理について意見をのべることができる。
- 6 会計監査に欠員を生じ、補佐した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（見舞金基金）

第 18 条 会則第 3 条④の給付事業を行うために見舞金基金をおき、見舞金給付に充てる。

（特別会計）

第 19 条 本会の目的・方針にもとづいた活動を行うために、特別会計をおき、必要に応じてこれを充てる。使途については理事会において定める。

第 5 章 事務局

（事務局）

第 20 条 本会に事務局を設ける。

- 2 運営、職員の採用等については、理事会において別に定める。

第 6 章 改 正

（改 正）

第 21 条 本会則は、総会において出席代議員の過半数の同意により改正することができる。

付 則

- 1 本会に必要な細則は、理事会において別に定める。
- 2 本会則は、昭和 47 年 6 月 1 日より施行する。
- 3 昭和 26 年 7 月 21 日制定の川崎市 PTA 連合会会則は廃止する。
- 4 本会則は、平成 2 年 3 月 1 日に一部改正し、平成 2 年 6 月 1 日より施行する。
- 5 本会則は、平成 8 年 3 月 1 日に一部改正し、平成 8 年 6 月 1 日より施行する。
- 6 本会則は、平成 12 年 3 月 1 日に一部改正し、平成 12 年 6 月 1 日より施行する。
- 7 本会則は、平成 20 年 2 月 16 日に一部改正し、平成 20 年 6 月 1 日より施行する。
- 8 本会則は、平成 20 年 6 月 13 日に一部改正し、同日より施行する。
- 9 昭和 52 年 9 月 1 日制定の川崎市 P 協親子安全互助会会則を廃止する。
- 10 本会則は、平成 21 年 6 月 17 日に一部改正し、同日より施行する。
- 11 本会則は、平成 22 年 6 月 17 日に一部改正し、同日より施行する。
- 12 本会則は、平成 25 年 6 月 14 日に一部改正し、同日より施行する。
- 13 本会則は、令和 3 年 7 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
- 14 本会則は、令和 4 年 6 月 24 日に一部改正し、同日より施行する。

川崎市 PTA 連絡協議会細則

- 1 区 PTA 協議会の組織については、区協議会会則の定めるところによる。
- 2 理事の定数
 - ① 行政区協議会の理事は、1 区 3 名とする。
 - ② 小学校、中学校校長会の理事は各 2 名とする。
- 3 理事は、本会の定める委任状をもって、理事会の出席にかえることができる。委任状は議決権を有しない。
- 4 代議員は、本会の定める委任状をもって、総会の出席にかえることができる。委任状は議決権を有しない。
- 5 選考委員会の構成および任務は、つぎのとおりとする。
 - ① 退任理事の中から 1 名、各区協議会理事の中から 1 名の選考委員を選出し、計 8 名をもって構成する。退任理事は選考委員会の司会を務め、議決権を有しない。
 - ② 選考委員は、本人の承諾を得て、役員および会計監査を推せんし、総会に提案する。
 - ③ 選考委員は、役員および会計監査の候補者となることができない。
- 6 表彰規定、慶弔内規、個人情報取扱規則、見舞金給付事業規定は別に定める。

川崎市 PTA 連絡協議会表彰規定

（目 的）

第 1 条 本規定は、細則第 6 項にもとづき PTA 活動が社会教育の発展に貢献したことに對し表彰し、もって当市教育の向上と文化の振興に寄与する。

（被表彰者）

第 2 条 被表彰者は、個人ならびに団体とする。

（範 囲）

第 3 条 表彰の基準は、原則として次のとおりとする。

① 個人表彰

- ア 児童・生徒のよりよい教育環境をつくるために尽力し篤行あつく、他の模範となるもの。
- イ PTA の使命遂行に尽し、教育の発展に貢献しその功績顕著なるもの。
- ウ その他、表彰に価すると認める業績または行為のあったもの。

② 団体表彰

- ア 過去数年間における活動が顕著であり、さらに引き続き活動の期待されるもの。
- イ 民主的な運営、および自主的な活動がなされているもの。

第 4 条 表彰は表彰状を授与し、あわせて予算内において記念品を贈呈することもできる。

第 5 条 表彰は、年次総会において行なうことを原則とする。ただし、事情により臨時にこれを行なうことができる。

（表彰の手続き）

第 6 条 表彰の手続きは、単位 PTA および区協議会から内申書の提出を求め、選考委員会において選考の上決定する。

（内申書の提出期日）

第 7 条 毎年 4 月末日までとする。ただし、事情により臨時に内申することができる。

（選考委員会の構成）

第 8 条 選考委員会は、役員及び区協議会長をもって構成する。

付 則

1 本規定第 3 条に該当したものを関係団体の表彰に内申することができる。

- 2 感謝状贈呈内規は別に定める。
- 3 本規定は、昭和 47 年 9 月 22 日より施行する。

感謝状贈呈内規

- 1 表彰規定に定めるもののほか、本会は次の場合年次総会において、感謝状あるいは記念品を贈呈し、感謝の意を表するものとする。しかし、事情により臨時にこれを行なうことができる。
 - ① 本会の理事を退任したとき、その在任期間、各事業に過半数の出席をもって市 PTA 連絡協議会の発展に貢献顕著であったもの。
 - ② 単位 PTA の振興発展に貢献し、その功績顕著なるもの。ただし各単位 PTA 年間 1 名とする。
 - ③ 単位 PTA 会長が退任したとき。
 - ④ 現職として単位 PTA 会長にあったものが、死亡したとき。
- 2 感謝状、記念品の贈呈については、役員の協議による。ただし 1 以外のものについては、その都度協議する。
- 3 本内規は、昭和 47 年 9 月 22 日より施行する。

慶弔内規

- 1 本会は、細則第 6 項にもとづき次の場合慶弔の意を贈呈する。
 - ①公立学校及び関係諸団体の記念行事に際して、会長が適当と認めたとき。 5,000 円
 - ②単位 PTA 会長及び学校長の死亡。 5,000 円
 - ③その他特別な事情の場合は、役員会の協議において決定する。
- 2 本内規は平成 21 年 5 月 1 日に改正し、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

川崎市 PTA 連絡協議会 個人情報取扱規則

（目的）

第 1 条 この規則は、川崎市 PTA 連絡協議会（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

（個人情報の定義）

第 3 条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

（管理者）

第 4 条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

（取扱者）

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は事務局とする。

（守秘義務）

第 6 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の適正な取得）

第 7 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

（個人情報の利用目的）

第 8 条 取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。

- （1）PTA 活動に関わる連絡および文書等の発送
- （2）総会資料への掲載
- （3）保険に関わる申請および事務

（個人情報の利用制限）

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

（管理）

第 10 条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管および持出等）

第 11 条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

（第三者提供の制限）

第 12 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 13 条 個人情報を第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号及び、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名
- （2）提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号及び、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示等)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第 16 条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(施行日)

第 19 条 本規則は、平成 29 年 4 月 7 日より施行する。

見舞金給付事業規定

（目 的）

第 1 条 本規定は川崎市 PTA 連絡協議会会則第 3 条④にもとづき、PTA 活動中における PTA 会員、子ども、および指導員等の負傷、死亡（以下「災害」という）に関して審査の上、必要な見舞金給付を行う。
なお、指導員等とは指導員、卒業生保護者、地域住民、協力団体等を指し、事前に PTA が手伝いを認め、かつ手伝い名簿に記載のある者とする。

第 2 条 PTA 活動中の見舞金給付の範囲は、PTA 主催および共催の学校行事（授業中の児童生徒および教職員は除く）・活動（以下「活動・事業」という）に参加して被った災害とする。

（対 象）

第 3 条 見舞金給付事業の対象は、川崎市立小・中・特別支援学校の PTA 会員、子ども、および指導員等とする。

（給付金）

第 4 条 本事業の見舞金給付は、見舞金基金を充てる。

（審査会）

第 5 条 審査会は審査の上、給付の可否と金額を決定する。

第 6 条 審査会は、審査員 7 名、市 P 協役員 1 名、校長会 1 名、医師会 1 名の計 10 名をもって構成する。

2 審査員は 7 行政区より各 1 名を選出する。

3 審査員の互選により、審査員長 1 名と副審査員長 1 名を選任する。

4 審査員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副審査員長は、審査員長が欠けたときまたはこれに事故があるときは、審査員長の職務を代行する。

第 7 条 審査会は、原則として、毎月 1 回審査員長の招集により開催する。

第 8 条 審査会の会議は、審査員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。

2 審査員長は、会議の議長となる。

3 会議は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（給 付）

第 9 条 見舞金給付事業規定第 8 条 3 項にもとづき、2 の①～⑥を決定する。

2 見舞金給付の対象となる災害に対する給付の種類およびその額は次のとおりとする。

① 治療期間 7 日以内の見舞金給付の場合は 5 千円を給付する。

② 治療期間 8 日以上 21 日以内の見舞金給付の場合は 1 万円を給付する。

③ 治療期間 22 日以上 40 日以内の見舞金給付の場合は 2 万円を給付する。

④ 治療期間 41 日以上 60 日以内の見舞金給付の場合は 3 万円を給付する。

⑤ 治療期間 61 日以上の見舞金給付の場合は 4 万円を給付する。

⑥ 死亡した場合は 10 万円を給付する。

3 治療日数証明書については実費支給とする。

第 10 条 給付については速やかに給付を行う。ただし見舞金給付が多数に及ぶなど判断が困難な場合は理事会において給付額、支払の時期および方法を決定することができる。

第 11 条 PTA 会員、子ども、活動中の指導員等の受けた災害が被災者の故意または重大な過失により発生したものであるときは給付を行わないものとする。

第 12 条 PTA 活動中に第三者に対し、災害を生ぜしめたときは、本規定を準用する。

第 13 条 本規定で定める給付の可否および給付金について特に必要があると会長が認めるときは、理事会の議決によりその都度決定する。

(申 請)

第 14 条 見舞金給付を受ける場合の手続きは次のとおりとする。

① 関係書類は次のものとする。

イ 見舞金給付申請書 1 通

ロ 治療日数証明書 1 通（領収証又はそのコピーを添付のこと）

ハ 本規定第 2 条の災害の範囲を証明する資料 一式

② 手続きは次によるものとする。

イ 申請の関係書類は川崎市 PTA 連絡協議会総会資料に添付の申請書類により行うものとする。

ロ 本規定第 9 条①、②、③、④、⑤の手続きは、本規定第 14 条①イ、ロ、ハの関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

ハ 本規定第 9 条⑥の手続きは、本規定第 14 条①のイ、ハの関係書類を添付し、事務局に申請を行うものとする。

2 給付申請の有効期間は、事故発生後 180 日以内とする。

(事業の終了)

第 15 条 この見舞金給付事業は基金がなくなり次第終了する。

(施行期日)

第 16 条 本規定は、平成 20 年 6 月 13 日より施行する。

付 則

1 本規定は、平成 23 年 3 月 4 日に一部改定し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規定は、平成 24 年 1 月 6 日に一部改定し、即日施行する。

3 本規定は、平成 25 年 6 月 14 日一部改定し、同日より施行する。

4 本規定は、令和 4 年 5 月 6 日に一部改定し、同日より施行する。

5 本規定は、令和 5 年 5 月 2 日に一部改定し、同日より施行する。